

建設キャリアアップシステムについて



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

1. システムの概要

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
- ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
 - ・工事の内容 等
- 【技能者情報】
- ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



③技能者の能力評価

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

※カードのカラーはイメージ

これらを組み合わせて評価

評価基準に合わせてカードを色分け

レベル1
目安：初級技能者（見習いの技能者）

レベル2
目安：中級技能者（一人前の技能者）

レベル3
目安：職長として現場に従事できる技能者

レベル4
目安：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

平成30 ~31年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
システム	システム開発（就業履歴情報等に関するシステム開発）															
技能者情報 (登録)							7月下旬以降：カード交付開始	技能者情報の登録 変更申請の受付・登録								
事業者情報 (登録)							事業者情報の登録 変更申請の受付・登録									
現場運用 [現場契約情報登録 施工体制登録就 業履歴蓄積]									準備・調整		限定運用※		本運用			
活用・普及	説明会の開催、セミナーの開催									利活用の周知・普及						
	チラシ・パンフレット・ポスターの作成															

※限定運用・・・システムを利用できる現場を限定した上で、規模や工種など多様な現場で実施することにより、システムの安心かつ円滑な利用のための検証を行うもの。なお、限定運用を行う現場については、関係団体や事業者と調整して選定。

2. システムの利用手順とメリット



Step.1 情報の登録 (技能者の方)

- 技能者**
- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
 - 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

- 【技能者登録料】**
- インターネット申請 2,500円
 - 郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
 - ※早期割引あり
 - ※60歳以上の方の特例措置あり
 - カードの有効期間：10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)
- 【申請方法】**
- ①インターネット申請
 - ②郵送申請
 - ③窓口申請
- ※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード) を提出できない方は窓口申請のみ
※所属事業者等の代行申請も可

Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.6 経験の見える化

建設太郎 / 技能者就業履歴

現場名	就業年月	就業日数	立場
〇〇ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	作業責任者
合計		22日	

Step.1 情報の登録 (事業者の方)

- 事業者 下請**
- ・商号、所在地
 - ・建設業許可情報
 - ・資本金、業種等
- 事業者 元請**
- ・社会保険加入状況 等

- 【事業者登録料・管理者ID利用料】**
- 事業者登録料 (5年毎)
 - 資本金に応じて3,000円～120万円
 - ※個人事業主の方は一律3,000円
 - ※一人親方の方は無料
 - ※早期割引あり
 - 管理者ID利用料 (毎年) 1ID:2,400円
 - ※1ヶ月あたり200円。
 - ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料
 - ※H31年4月～H32年3月迄、1ID無料



Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

- 【現場利用料】**
- 1就業履歴ごと：3円
 - ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報 (氏名、職種、立場 (職長等)) を登録

- ・回数
- ・所属技能者の情報 等

- 技能や経験の簡易で客観的な蓄積
- ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積
- 建退共証紙の確実な貼付
- ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に
- 技能や経験の確認や証明の簡易化
- ・取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
- ・自身の経歴などを簡易に証明
- 経験や技能に応じた処遇の実現
- ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け
- ※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付



【一般のカード（表面）】

【ゴールドカード（表面）】

【裏面】

- ・ICカードには、ICチップが内蔵されています（非接触型のICカード）。
- ・ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。
- ・ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。

○建設キャリアアップシステムに蓄積される情報（保有資格や就業履歴）を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準について、国土交通省において、学識経験者や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を開催して検討を進めている。

（第1回:平成29年11月13日、第2回:12月14日、第3回:平成30年1月29日、第4回:2月28日、第5回:3月20日）

○当該能力評価基準に基づく技能者のレベルに応じて、カードを色分けする予定。
※当面は、登録基幹技能者の資格を有する者に対して、ゴールドカードを交付。

1. 技能者が自身の情報を閲覧

技能者は、

- ・技能者情報(本人)【①】、就業履歴情報【②】として自身の情報を閲覧できる
- ・自身の経歴を証明する書類として出力・印刷できる

①技能者情報(本人)

本人情報		証	開
	ID: 123456789012	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	氏名: 建設 太郎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	生年月日: S45 1970/07/07	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	年齢: 49歳	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	性別: 男	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
経歴年数 20年	住所: 東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	電話番号: 03-1234-5678	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	緊急連絡先: 03-1234-1234	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	FAX: 03-1234-5679	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	メール: 〇〇@〇〇.co.jp	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国籍: 日本	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	在留期間: --	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②就業履歴情報

技能者就業履歴			
ID: 123456789012			
氏名: 建設 太郎			
期間: 2018年06月01日~2019年06月30日			
所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△アパート	2018.06	19日
〇〇建設(株)	埼玉県××市 〇〇マンション	2018.07	18日
〇〇建設(株)	千葉県〇〇市 ××アパート	2019.06	20日
計 84現場			245日

職種	証	開	
大工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
足場とび工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保有資格	証	開	
登録基幹技能者講習	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
登録建築大工基幹技能者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
技能検定 一級建築大工技能士	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
建築士 木造建築士	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
技能講習 足場の組立て等作業主任者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
特別教育 ローブ高所作業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
学歴・指定学科	証	開	
〇〇大学 建築学科	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
表彰実績	証	開	
優秀施工者国土交通大臣顕彰	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
所属事業者	雇用日	証	開
〇〇建設(株)	1993.04.06	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会保険加入状況	記号・番号	証	開
健保 〇 協会健保	12345678-12345678	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年金 〇 厚生年金	12345678-12345678	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
雇用 〇 ---	12345678-12345678	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
健康診断	証	開	
一般検診	2019.04.20	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
特殊検診 石綿肺	2018.12.05	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
労災保険特別加入状況	番号	証	開
一人親方特別加入	--	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退職金共済	被共済番号	証	開
建退共 〇	123456789	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中退共	--	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

一覧から技能者を選択して、技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる

本人情報

0123456789
建設 太郎

560/07/01
男
03-xxxx-xxxx

保有資格

〇〇建設(株)


・A市住宅建設
工事

・X市住宅建設
工事

就業履歴

就業日数計

〇〇日



2. 事業者が自社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・事業者情報(自社)【①】として自社の情報を閲覧できる
- ・所属技能者の情報を一覧で表示【②】できる
- ・所属技能者一覧【②】から技能者を選択して、技能者毎の技能者情報【1-①】、就業履歴情報【1-②】を閲覧できる
- ・所属技能者の就業履歴を一覧で表示【③】できる
- ・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能【④】を備える予定

①事業者情報(自社)

事業者情報(自社情報)	
事業者ID	123456789012
商号・名称	〇〇建設(株)
代表者名	〇〇 〇太郎
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4
電話番号	03-1234-1234
建設業許可(業種・番号・年月)	
123456 13 東京都知事	H32年07月10日まで
社会保険加入情報(整理記号等)	
健保	〇 協会健保 12345678
年金	〇 厚生年金 12345678
雇用	〇 雇用 12301 912342

②所属技能者一覧

ID	氏名	性別	職種	年齢	保険加入		
					健保	年金	雇用
123456789012	建設 太郎	男	1 大工	49	〇	〇	〇
123456789013	〇〇 〇男	男	2 足場とび工	52	〇	〇	〇
123456789015	〇〇 〇次郎	男	1 大工	42	〇	〇	〇
123456789016	〇〇 〇彦	男	1 足場とび工	31	〇	〇	〇
123456789018	〇〇 〇美	女	1 木工	24	〇	〇	〇

③所属技能者就業履歴一覧(暦日毎)

出集計表
雇用事業者 〇〇建設(株)
就業年月 自 2019/6/1 至 2019/6/30

「技能者出画面情報」より 本表に直接入力

ID	技能者名	現場名(場所)	就業日数	就業日数														出勤			雇用事業者															
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	27	28	30		残業(h)	深夜(h)	休日(日)	確認	欠										
123456789012	建設 太郎	××アパート	20				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〇											
123456789013	〇〇 〇男	××アパート	21				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〇										
123456789016	〇〇 〇次郎	□□マンション	18	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〇										
123456789018	〇〇 〇美	××アパート	18				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〇										
計 3現場			118	3	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	3	3	0	130	0.0	0	0			

※雇用事業者用 所属技能者の出画面表 2019年6月30日現在

④技能者情報の集計

所属技能者情報		
所属技能者数	〇人	
有資格者数	〇人	
登録基幹技能者	〇人	
技能士	〇人	
免許	〇人	
その他資格	〇人	
技術検定	〇人	
建築士	〇人	
保険加入率	〇%	3保険加入
健保	〇%	
年金	〇%	適用除外を除く
雇用	〇%	
建退共加入者	〇人	
中退共加入者	〇人	

就業日数を活用し、建退共証紙の必要枚数の確認が可能になります。

3. 稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者が現場に関する情報を閲覧

稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者は、

- ・ 自社に関する現場を一覧表示【①】でき、一覧から現場を選択して現場情報【②】を閲覧できる
- ・ 現場に入場している下位事業者の情報を一覧で表示【③】でき、一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】、現場に入場した所属技能者一覧【2-②】、技能者情報【1-①】を閲覧できる
- ・ 現場に入場した技能者の就業履歴【④】を閲覧できる

① 自社に関する現場一覧

自社に関する現場一覧		
雇用事業者	〇〇建設(株)	
就業年月	自 2019/6/1 至 2019/6/30	
現場名	住所	元請名
××アパート新築工事	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23	□□建設
△△ビル新築工事	東京都□□区××2-4	××JV
□□マンション改修	東京都△△市△△6-1	△△建設

② 現場情報

現場情報	
現場ID	123456789012
現場名	××アパート新築工事
住所	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23
元請名	□□建設
発注者	△△住宅
工期	2019.06 ~ 2019.09
工事内容	建築
用途	共同住宅 建築面積 〇〇〇〇㎡
構造	木造 延床面積 〇〇〇〇㎡
階数	〇階
土木	
工種	工法
概要	

③ 下位事業者一覧 ※現場稼働中に限る

下位事業者一覧						
事業者名	▽△建設(株)					
現場での自社の立場	現場		事業者		代表者名	住所
	現場ID	現場名	施工体制に登録した次数	事業者ID		
元請事業者	CD1234	〇〇工事	一次	AB3456	〇〇建設	東京都〇〇市〇〇3-23
元請事業者	CD1234	〇〇工事	二次	CD1234	□□工業	千葉県〇〇市〇〇34
元請事業者	CD1234	〇〇工事	三次	EF5678	△△工務店	東京都〇〇区〇〇2-13
下請事業者	RS4567	△△新築工事	二次	GH6789	××鉄筋	東京都〇〇市〇〇1-24-3
下請事業者	RS4567	△△新築工事	三次	OP2345	□□脚業	埼玉県〇〇市〇〇56

④ 就業履歴一覧

作業員履歴一覧情報						
元請上位事業者	□□建設(株)					
現場名(場所)	××アパート					
就業年月	自 2019/6/1 至 2019/6/30					
事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	健康診断受診	社会保険加入
〇〇建設(株)	建設 太郎	20	大工工事	職長	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 〇男	21	大工工事		〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 〇美	18	大工工事		〇	〇
××工務所	□□ 〇郎	15	大工工事		〇	〇
××工務所	□□ 次郎	15	大工工事		〇	〇
××工務所	□□ 太郎	20	電気設備工事	職長	〇	〇
××工務所	□□ 花子	20	電気設備工事		〇	〇

一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】・現場に入場した所属技能者一覧【2-②】・技能者情報【1-①】を閲覧できる

4. 事業者が他社に関する情報を閲覧

事業者は、

- ・ 事業者情報 (他社) 【①】を検索して閲覧できる
- ・ 技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者の情報を所属技能者一覧【②】、技能者情報【③】、就業履歴情報【④】として閲覧できる (初期設定は、非開示)

① 事業者情報 (他社)

事業者情報(自社情報)	
事業者ID	123456789012
商号・名称	〇〇建設(株)
代表者名	〇〇 〇太郎
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4
電話番号	03-1234-1234
建設業許可(業種・番号・年月)	
123456	13 東京都知事 H32年07月10日まで
	特 土 建 鋼 舗
	般 大 と 石 屋 夕 内 園 水
社会保険加入情報(整理記号等)	
健保	〇 協会健保 12345678
年金	〇 厚生年金 12345678
雇用	〇 雇用保険 12345678

② 所属技能者一覧 (同意した範囲)

所属技能者一覧						
雇用事業者 〇〇建設(株)						
ID	氏名	性別	職種	年齢	保険加入	
123456789012	建設 太郎	男	1 大工	49	健保	年金
123456789013	〇〇 〇男	男	2 足場とび工	52	〇	〇
123456789015	〇〇 〇次郎	男	1 大工	42	〇	〇
123456789016	〇〇 〇彦	男	1 足場とび工	31	〇	〇
123456789018	〇〇 〇美	女	1 木工	24	〇	〇

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者情報【③】・就業履歴情報【④】を閲覧可能

③ 技能者情報 (同意した範囲)

本人情報		
ID	123456789012	証 開
氏名	建設 太郎	証 開
生年月日	S45 1970/07/07	証 開
年齢	49歳	証 開
性別	男	証 開
経験年数	20年	
住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	証 開
電話番号	03-1234-5678	
FAX	03-1234-5679	
メール	〇〇@〇〇.co.jp	
国籍	日本	証 開

④ 就業履歴情報 (同意した範囲)

技能者就業履歴			
ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
期間	2018年06月01日～2019年06月30日		
所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△アパート	2018.06	19日
〇〇建設(株)	埼玉県××市 □□マンション	2018.07	18日
〇〇建設(株)	千葉県□□市 ××アパート	2019.06	20日
計		84現場	245日

※技能者及び所属事業者が同意していない範囲は閲覧不可 (初期設定は、非開示)

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討
(レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

<能力・経験の蓄積>



- 経験 (就業日数)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント能力
(登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55.1980/07/28
保有資格	登録基幹技能者 壁紙 2016.06.20
技能講習	塗装 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健康保険	協会健康 建設共済
安全	安全 厚生安全
専門	



<処遇改善の環境整備>



経験や資格に応じてレベル1からレベル4のカードを発行
カードの色で、取引先や顧客等に技能レベルをPR

現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

作業員名簿 (イメージ)

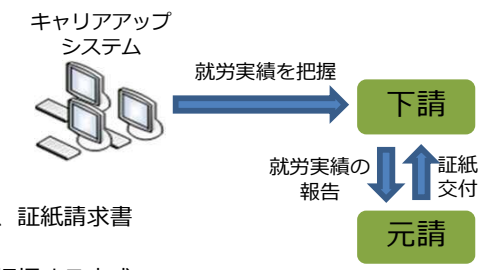
氏名	職種	生年月日	現住所
〇〇男	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市 ~~~~
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市 ~~~~
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市 ~~~~
□□次郎	足場 びび工	■年■月■日	■■県■■市 ~~~~

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減 (現在は手作業で必要書面を作成している)

※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類 (共通) を作成するソフトを開発し、提供予定
※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就業実績を把握する方式の導入について検討が進められている

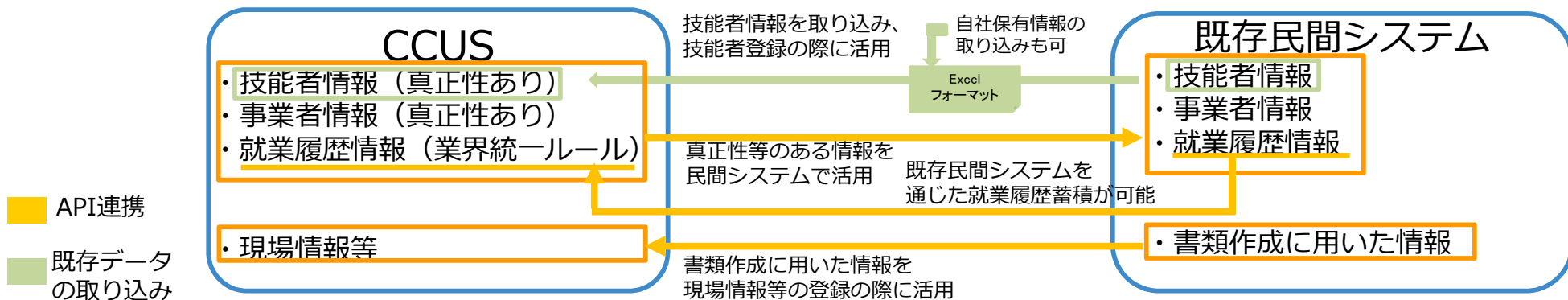


○建設キャリアアップシステム（CCUS）と既存民間システムとの機能の比較

主な機能	CCUS	民間システムの例			備考
		A社	B社	C社	
技能者情報・事業者情報を真正性を確保して登録	○※1	△	△	△	※1：CCUSでは、情報登録の際に、登録内容を証明する書類を提出させ、システム運営主体が確認することにより、情報の真正性を確保
業界統一のルールで就業履歴を蓄積	○※2	×	×	×	※2：API連携により、既存民間システムを通じた就業履歴の蓄積が可能
通門管理・入退場管理	×	○	×	○	
安全衛生書類の作成	△	○	○	○	
施工体制台帳書類の作成	△	○	○	○	
労務費報告書の作成	×	×	×	○	
給与計算	×	○	×	×	

○CCUSと既存民間システムとの連携について

- ・ **API連携**や既存データの取り込みにより、CCUSと民間システムの連携が可能



3. システムの利用料金

技能者の登録料

【料金】

- インターネット申請 **2,500円**
- 郵送・窓口申請 **3,500円**
(1年あたり、250円または350円)

※早期割引

- ・H31.3月迄にインターネット申請した方
2,500円 → 2,000円 (500円割引)
- ・H30年度中に登録した場合、カードの有効期間を最大1年間延長する。(有効期間の起算点をH31年4月からとする。)

※60歳以上の技能者の特例措置

- ①登録料は 2,000円 (500円割引)
(H35.3月迄にインターネット申請した60歳以上の方)
- ②カードの有効期間を15年とする。
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

カードの有効期間 **10年**

(本人確認書類が未提出の場合は3年)

- ※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費相当：約1,000円(発送費を含む)で、再発行の予定。

事業者の登録料・利用料

【料金】

料金の種類		設定方法	支払	対象
事業者登録料	①事業者登録料	資本金	5年毎	全事業者(個人事業主を含む)※
システム利用料	②管理者ID利用料	管理者IDの利用数	毎年	全事業者(個人事業主を含む)
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	--	元請として現場を登録する事業者

※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。
(有効期間の起算点を、H31年4月からとする。)

※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料(5年ごと)

資本金	新規・更新
500万円未満	3,000円
500万円以上1,000万円未満	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	24,000円
5,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上3億円未満	60,000円
3億円以上10億円未満	120,000円
10億円以上50億円未満	240,000円
50億円以上100億円未満	300,000円
100億円以上500億円未満	600,000円
500億円以上	1,200,000円

※一人親方は無料。

②管理者ID利用料(毎年)

ID数	料金
1あたり	2,400円

※1ヶ月あたり200円。

※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料。

※H31年4月～H32年3月迄、1ID無料。

管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。

③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	3円

※現場に入場する人日単位で課金

※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数

(現場利用料の算出(例))

20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

【前提条件】

①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者のみの負担で、下請けとなる工事には不要。

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル(一人親方)

項目	規模
資本金	-
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合計	2,610円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

項目	規模
資本金	500万円
年完工高	5,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	1,200円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	1,050円/年
合計	4,650円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

◆事業者モデル②

項目	規模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合計	6,900円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

◆事業者モデル③

項目	規模
資本金	3,000万円
年完工高	3億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	4,800円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	6,300円/年
合計	13,500円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆事業者モデル④

項目	規模
資本金	7,000万円
年完工高	7億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	6,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	14,700円/年
合計	23,100円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

◆事業者モデル⑤

項目	規模
資本金	2億円
年完工高	20億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	42,000円/年
合計	56,400円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

4. システムを活用した政策展開

- 建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- 更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備する。

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステム
により客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせて
カードを色分け



レベル1

目安：
初級技能者
（見習いの技能者）



レベル2

目安：
中堅技能者
（一人前の技能者）



レベル3

目安：
職長として現場に
従事できる技能者



レベル4

目安：
高度なマネジメント
能力を有する技能者
（登録基幹技能者等）

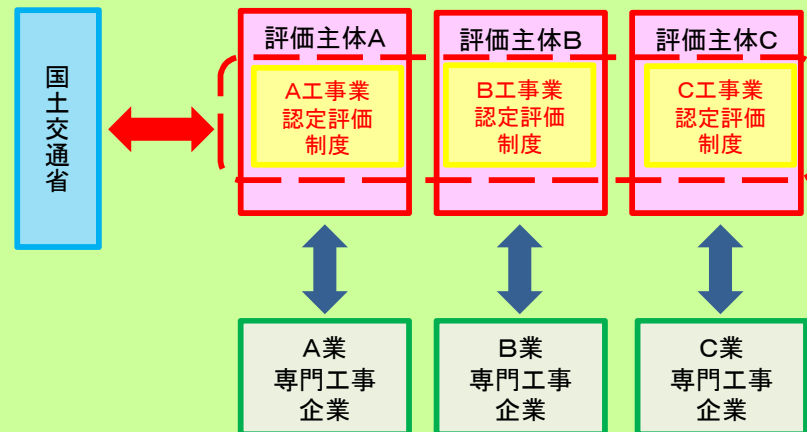
建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 表彰・工事实績
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況 等

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。

※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

1. 能力評価制度の対象

<建設技能者の能力の要素>



能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

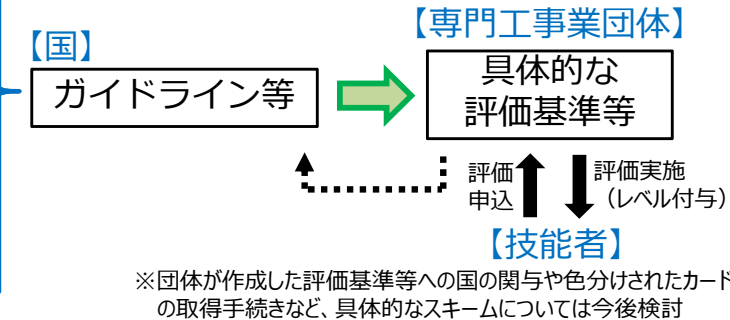
登録基幹技能者講習や職長経験により把握可能

現場で発揮される能力 (各企業において独自に判断)
※現場の働きぶりを客観的に評価する方策等についても引き続き検討

2. レベル分けの目安やルール

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
初級技能者 (見習いの技能者)	中堅技能者 (一人前の技能者)	職長として現場に従事 できる技能者	高度なマネジメント能力 を有する技能者
	一定の就業経験 + 2級技能検定 等	一定の職長経験 + 1級技能検定 等	登録基幹技能者 建設マスター 等
		※職長や登録基幹技能者を目指さない熟練技能者の位置づけは今後検討	

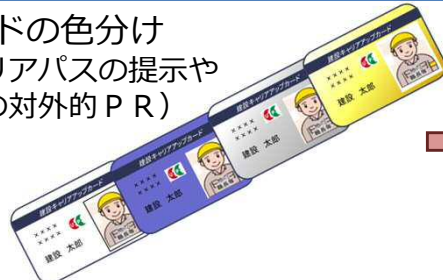
3. 制度枠組み (イメージ)



4. 評価結果の活用

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け (処遇改善の土台作り)

○カードの色分け (キャリアパスの提示や技能の対外的PR)



○専門工事企業の施工能力等の見える化への連動

【見える化の対象項目 (イメージ)】

○所属する技能者のレベル、人数 など

→ 高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備

「レベル分け」と「現場で発揮される能力」とを組み合わせた活用

○レベル分けを参考とした技能者の適切な処遇の実現

- ・レベル分けを参考として、雇用する企業が技能者の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定
- ・高いレベルの技能者のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して手当支給

5. スケジュール

- 建設技能者の能力評価制度と専門工事企業の施工能力等の見える化とを並行して検討を進め、平成30年夏頃までに両制度の枠組みを提示。
- その後、専門工事業団体等における具体的な評価基準等の策定を進め、平成31年度からの両制度の運用開始を目指す。

改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れにあたっては、受け入れる外国人の適正な就労環境確保の観点から、特定技能外国人を雇用する事業者と当該特定技能外国人について、建設キャリアアップシステムへの登録（事業者登録及び技能者登録）を義務付け。

●建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

（略）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（略）

（2）建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（略）

イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件

建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受注状況による仕事の繁閑で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。

①～④ （略）

⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

⑥～⑪ （略）

背景・必要性

- 建設産業は、近い将来、高齢者の大量離職が見込まれることから、中長期的な観点からの担い手の確保・育成や、建設工事に係る施工水準の確保が課題。
- 人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感(不良不適格業者の排除)が熟成されるための仕組みを構築。
※建設キャリアアップシステムにより可能となる「技能者の能力評価」等とも連動させる。
⇒「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を開催(第1回;4月26日、第2回;6月7日、第3回;7月5日、第4回;8月7日、第5回;9月20日)

見える化制度の目指すもの

見える化制度

【評価イメージ】

評価区分	項目	評価内容(イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の営業年数	〇〇年
	財務状況	〇〇万 取引銀行:△△銀行〇〇支店 取引先:●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	〇〇名
	団体加入	専門工事業団体に加入 キャリアアップカードの保有人数 〇名
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工実績	キャリアアップカードのレベル4-〇名 レベル3-〇名 レベル2-〇名 レベル1-〇名 熟練力 〇〇名 ●●病院、〇〇ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による罰金処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業の適正な評価

活用

発注者
(公共、民間)

ゼネコン

一般ユーザー
(エンドユーザー)

専門工事企業

- 建設技能労働者の処遇改善や人材への投資
- 業界に対する安心感(不良不適格業者の排除)が熟成
- 過度な競争の抑制

見える化する項目

共通項目

基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可の有無 ・建設業の営業年数 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況等 ・社員数 ・団体加入
施工能力	<ul style="list-style-type: none"> ・建設技能者の人数(キャリアアップカードの保有人数、レベル など) ・施工実績 	
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況 ・社会保険加入状況 	

業種ごとに選択項目(処遇・福利厚生、人材確保育成等)の検討

スキーム案

国土交通省

①認定

A工事業認定見える化制度

A業専門
工事企業
X社
Y社
Z社
・
・
・

②情報の提出
⑥結果の通知

専門工事業団体A
第三者委員会
(事務局:専門工事業団体A)
③各企業の情報の整理・提出
④情報の評価・まとめ
⑤結果の報告

⑦情報の見える化

元請企業

民間・公共発注者

入職者等

開発スケジュール等	技能者	専門工事企業	元請企業
H29年度	【技能者の評価】 ・検討会の設置（11月） ↓ ・中間とりまとめ（3月）	【専門工事企業の「見える化」】 ・内容・方法の検討 ↓	
H30年度 【4月～】 ・技能者登録開始・カード交付開始 ・事業者登録開始	↓ ・検討会の設置（4月） ↓ ・基準づくりWGの設置（5月） ↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓ ↓	
【1月～】 ・限定運用開始	↓ ↓ ↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓ ↓ ↓	【働き方改革等への活用】 ・システムを活用した社会保険加入徹底方策の検討 ・建設業における働き方改革に資するシステムの活用方策について検討
H31年度～ ・本運用開始	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ システムを活用した技能者の能力評価制度・専門工事企業の施工能力等の「見える化」制度の運用開始 ○ システムを活用した働き方改革等への対応 <p>・技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する技能者に対する公共工事での評価を検討</p> </div>		

- 【周知・普及活動】**・全ての建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催（平成29年11月・平成30年6月）
 ・地方ブロック単位でも建設業関係団体の地方組織や個社を集めた説明会を開催（平成30年2月～4月、平成30年夏）
 ・その他、建設業関係団体等の求めに応じて、個別の説明会を実施

- 【厚生労働省との連携】**・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 ・ジョブ・カードと連携し、システムの情報等をジョブ・カードとして活用することについて、厚生労働省と検討を進める。
 ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。
 ※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定。

5. 登録申請の概要

【ポイント1 / 申請手続きの前に】

- 申請手続きは、「郵送申請」、「受付窓口申請」、「インターネット申請」の3つの方法がある。
- 申請手続きを始める前に、「建設キャリアアップシステム」のホームページに掲載されているガイドス動画で、登録申請方法を確認。
 - ⇒ 登録申請方法はインターネット申請が簡単で技能者登録料もお得。
 - ⇒ 複数の技能者の申請を、所属事業者や上位下請業者等が一括して登録申請（代行申請）を行うことが可能。

【ポイント2 / 事前準備（インターネット申請の場合）】

- システムに登録する資格情報等は、全てJPEGデータにしておく。
 - ⇒ JPEGデータ以外のファイル形式では申請不可。
- パソコンに技能者毎のフォルダを作成し、各人のデータを保存しておく。
 - ⇒ フォルダ毎に整理した方が申請時にデータを探す手間等が省け、入力間違いも防げる。

【ポイント3 / 申請手続き】

- 最初に事業者の情報を登録申請 ⇒ 事業者IDの取得
- 事業者IDを取得後、技能者の情報を登録申請 ⇒ 技能者IDの取得
 - ⇒ 代行申請には事業者IDが必要となるので、技能者の登録前に必ず事業者の登録申請を済ませておく。
 - ⇒ 代行申請を行う場合は、技能者の情報を専用のエクセルシートに入力。専用のエクセルシートはホームページからダウンロード。
 - ⇒ 会社にキャリアアップシステムの担当者を決めておいた方が手続や問合せ対応がスムーズ。

IDの取得・
カード受取等

提出書類の用意

申請フォーム入力・申請書記入

料金支払

技能者IDの
取得及び
キャリア
アップカー
ドの受取

技能者

- 本人確認書類 ※1
(運転免許証の写し など)
 - 顔写真 (カード用)
 - 加入社会保険等確認書類
(被保険者証、建退共手帳
など)
 - 保有資格、研修受講、
表彰の証明書類
 - 料金払込票の振込受領書
※2
- など

インターネット申請の場合、
書類はJPEGデータで添付

- ※1 : 顔写真付本人確認書類がない場合は、窓口申請のみ可能
- ※2 : 郵送・窓口申請の場合のみ

- 本人情報 ●
(氏名、生年月日、住所、連絡先
など)
 - 所属事業者 ●
(事業者名、所在地、雇用形態など)
 - 社会保険等加入状況 ●
(社会保険、建退共、労災特別加入
など)
 - 職種 ● ●
(例：①大分類：とび工
-小分類：足場とび工
②大分類：内装工
-小分類：内装仕上工 等)
 - 保有資格 ● ●
(技能士、登録基幹技能者、
技能講習 など)
 - 研修・表彰履歴 ● ●
(職業訓練、団体・個社実施の講習、
建設マスター など)
- など

- 【インターネット申請】
・以下の支払方法から選択し、
支払い
- クレジットカード決済
 - ゆうちょ・コンビニ支払
(払込票)
- 【郵送・窓口申請】
- コンビニ支払 (払込票) ※3

- ※3 : 申請書に同封されている払込票により支払い、振込受領書も申請書と共に提出

- ※4 : 技能者が希望する送付先住所において受取

事業者

提出書類の用意

申請フォーム入力・申請書記入

料金支払

IDの取得等

【建設業許可のあるケース】
○建設業許可証明書の写し

【建設業許可のないケース】
○事業者証明書類 及び
資本金確認証明書類
(例：事業税の確定申告書、
納税証明書 など)

【両ケースともに】
○加入社会保険等確認書類
(例：社会保険料納入証明書、
労働保険料等納入通知書、
建退共契約者証 など)

インターネット申請の場合、
書類はJPEGデータで添付

○事業者情報 ●
(商号、建設業許可の
有無、許可番号、代表者名、
資本金 など)

○業種 ●

○登録責任者
(氏名、部署名、連絡先)

○社会保険等加入状況
(社会保険、建退共、
労災特別加入 など)

○所属団体

○利用している民間システム
(入退場管理システム、
安全管理システム など) ※1

○表彰履歴

※1：建設キャリアアップシステムとの連携
について認定を受けたものに限る

【インターネット申請】
事業者登録完了後、登録料の
支払依頼のメールを受信後、
以下から選択して支払い。

- ◇請求書の必要ない方
 - クレジットカード決済
 - 銀行振込 (オンライン)
- ◇請求書が必要な方
 - ゆうちょ・コンビニ支払 (払込票)
 - 銀行振込 (払込票)

【郵送・窓口申請】
事業者登録完了後、登録料の
請求書が届き次第、支払い。
支払方法は、インターネット
申請請求書有りの支払方法と
同様。

事業者ID・
管理者IDの
取得
(登録料の支払い
完了後、メール
又は郵送※2で
通知)

※2：事業者が希望する
送付先住所に郵送

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email: otolawase@mail.ccus.jp

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

HOME	概要/スケジュール	運営協議会/総会資料	ご登録手続き/ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	

建設業と技能者を支える
新しいシステムが動き出します
「建設キャリアアップシステム」のご案内

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら >> 申請受付中
建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら >> 申請受付中

ご登録手続き

ご利用方法

登録申請書の手引

受付窓口連絡先リスト

その他申請書類

申込書の手引（技能者登録、事業者登録、コード表）は HPからダウンロードも可能。

○窓口の開設

6月15日から建設業振興基金・東京建設業協会合同の受付窓口を建設業振興基金5階に開設。その他、全国の窓口設置については、開設次第、HPで公開中。

○登録申請書一式

技能者登録申請書一式

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

①「技能者情報登録」のご案内（本ご案内）1枚

④「技能者情報登録申請書」の手引 1冊

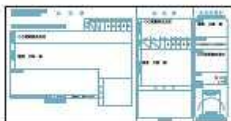
②技能者情報登録申請書 10枚
および証明書類チェック用紙 1枚
計11枚セット



⑤登録申請書コード表 1冊



③コンビニエンスストア専用払込票 1枚



⑥登録申請書専用封筒 1枚

⑦その他パンフレット等

事業者登録申請書一式

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

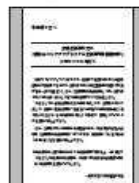
①「事業者情報登録」のご案内（本ご案内）1冊

④登録申請書コード表 1冊

②事業者情報登録申請書 6枚
および証明書類チェック用紙 1枚
計7枚セット



③所属技能者の方の「建設キャリアアップシステム
技能者情報登録申請」にあたってのお願い 1枚



⑥登録申請書専用封筒 1枚

⑦その他パンフレット等

登録申請に関する資料

画像、またはタイトルをクリックするとPDF版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。



「技能者情報登録申請書」の手引



「事業者情報登録申請書」の手引



登録申請書コード表



登録申請書コード表 新旧対照表



事業者 加入社会保険等 証明書類見本一覧

平成31年1月28日時点

各地方ブロックにおける申請受付窓口開設状況

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸ブロック	石川県、富山県、福井県
中部ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県

窓口の開設状況は、随時、HPで公開しています。具体的な住所・電話番号、受付時間等の情報は、本財団のHPをご覧ください。

・建設キャリアアップシステムHP:<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/images/list/list.pdf>

○技能者登録については、技能者本人に代わって、技能者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者等が申請を行うことができます（代行申請）。

1. 代行申請に必要な準備

- 代行申請を行う事業者は、代行申請を行う前に、
 - ①建設キャリアアップシステムに事業者登録を行うこと（事業者IDを取得すること）
 - ②技能者本人から、代行申請同意書により同意を得ること
- ※所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも代行申請同意書により同意を得ることが必要です。

○代行申請同意書の作成方法

- ・紙による申請の場合
申請書10/10枚目の様式を使用して同意書を作成。
- ・インターネットによる申請の場合
代行申請手続き中の画面に表示される、PDF形式の様式をダウンロードして同意書を作成し、作成した同意書をJPEGデータにて添付。

2. 代行申請の方法等

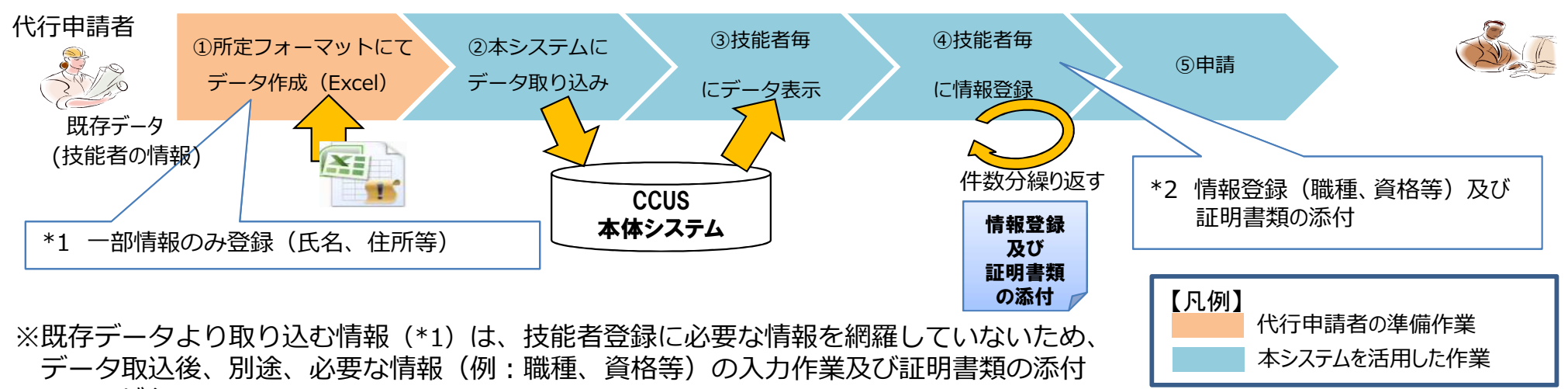
	提出書類の用意	申請フォーム入力・申請書記入	技能者登録料の支払	申請方法・カード受取方法
共通の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の書類を 取りまとめ ○本人確認書類 ○顔写真（カード用） ○加入社会保険等確認書類 ○保有資格、研修受講、表彰の証明書類 ○代行申請同意書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の登録情報を 記入・入力 ○本人情報 ○所属事業者 ○社会保険等加入状況 ○職種 ○保有資格 ○研修・表彰履歴 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に登録料を支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請方法 【インターネット・郵送申請】 ・顔写真付き本人確認書類がある技能者 【窓口申請】 ・顔写真付き本人確認書類のない技能者（本人の同行が必要） ・本人確認書類自体がない技能者（本人の同行、所属事業者が発行する技能者の所属に関する証明書が必要。所属事業者が代行する場合のみ可能）
ネット申請	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の画像データ化（JPEGデータ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・代行申請者が本システムにログインし、技能者毎に上記の 情報を入力、左記の画像データを アップロード ※代行申請者が保有する既存データを 活用し、入力の手間軽減が可能 （所定のExcelファイルを作成し、 取り込み） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に以下の支払方法から 選択し、支払い ○クレジットカード決済 ○ゆうちょ・コンビニ支払い （払込票） 	<ul style="list-style-type: none"> ○受取方法 ・技能者が希望する送付先住所に おいてカードを受け取り （所属事業者を送付先にすること も可能）
郵送・窓口申請	—	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に申請書を作成 ※申請書にはそれぞれ固有の申請者番号 が記載されているため、申請書の コピー利用は不可 ・技能者毎に提出書類と共に登録申請書封筒に封入 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能者毎に申請書に同封されている 払込票により登録料を支払い ※技能者毎に振込受領証を申請書 に貼付 	—

※代行申請した技能者登録が完了した後、代行申請者に対し、登録完了を通知（メール又は圧着ハガキ）

既存データの取り込み（技能者情報の登録申請作業の効率化）

代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化（手入力作業削減）するため、代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ（自社保有情報も可）を、本システムの所定フォーマット（Excel形式）に当てはめて本システムに取り込むことで、技能者情報申請画面に情報を反映することができます。

【既存データの取り込みフロー】



※既存データより取り込む情報（*1）は、技能者登録に必要な情報を網羅していないため、データ取込後、別途、必要な情報（例：職種、資格等）の入力作業及び証明書類の添付（*2）が必要。

【参考】所定フォーマット（Excel形式）（イメージ）

所定フォーマット（Excel形式）は、事業者登録後、本システムに事業者IDでログインし、代行申請のメニューからご利用下さい。

登録日	情報種類	登録データファイル名	データ作成者	登録担当者	パスワード

国籍	姓_カ	名_カ	ミドルネーム_カ	姓	名	ミドルネーム	Family name	Given name	Middle name	生年月日	性別	血液型	現住所_郵便番号	現住所_都道府県_カ	現住所_市区町村_カ	現住所_住所1_カ	現住所_住所2_カ	雇用保険_加入状況	雇用保険_適用除外理由コード	雇用保険_雇用保険被保険者番号	雇用保険_被保険者種類_区分	建設業退職金共済制度_加入状況	建設業退職金共済制度_共済番号	中小企業退職金共済制度_加入状況	中小企業退職金共済制度_共済番号	労災保険特種別加入_加入状況	労災保険特種別加入_加入保険種類	労災保険特種別加入_保険番号	労災保険特別加入_整理番号	一般健康診断別コード	一般健康診断日	特殊健康診断_既記入数	じん肺健康診断種別コード	じん肺健康診断受診日	技能職種_記入数	
1	ケンセツ	タロウ		建設	一郎					2000-05-01	1	3	3620000	埼玉県ケン	アガホシ	オオアザハシ																0				0
1	トホク	コウジ		土木	浩二					1970-05-30	1	2	1650000	トウキョウト	ナカノ	サギミヤ	ゴゼロサンゴウシツ															0				0
2	スズ	ジョン					Smith	John		1958-05-01	1	3	2750000	チバケン	ナシノ	ツギヤマ															0				0	
1	アジ	ハナコ		富士	華子					1980-10-03	2	4	2300000	カナガワケン	エバハシ	ツルミ	セイチハチ														0				0	

インターネットからの代行申請を行う際の技能者情報登録用のエクセルフォーマット及び代行申請同意書をHPに掲載しています。技能者登録の事前準備にご活用ください（実際に代行申請登録するには事業者IDが必要です）。



建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiwase@mail.ccus.jp

HOME	概要/スケジュール	運営協議会/総会資料	ご登録手続き/ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

ダウンロード

登録申請に関する資料

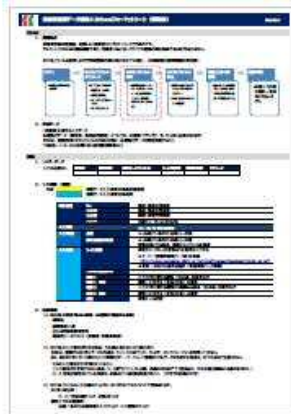
画像、またはタイトルをクリックするとPDF版をダウンロード・説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。

API連携について

ダウンロード

提出書類の記載内容の補記

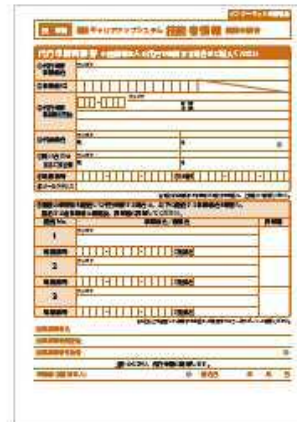
リンク



申請登録用エクセルファイル
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請

https://www.order.ccus.jp/pdf_download/excel.php

代行申請（一括申請登録）
既存データ取り込み用
エクセルフォーマット



技能者用代行申請同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請 技能者情報登録

https://www.order.ccus.jp/pdf_download/skill_register_all.php

代行申請同意書
(技能者代行申請)



事業者用代行申請同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請 事業者情報登録

https://www.order.ccus.jp/pdf_download/business_register_all.php

代行申請同意書
(事業者代行申請)

ケース1：書類の添付ミス①（対象：事業者）

画面に表示されている項目名のとおり証明書類の写しを添付しないことにより、申請不備として以下のエラーメッセージが通知されてしまうケース。例：「建設業許可証明書」の欄に、「建設業許可通知書」を誤って添付。（又はその逆）

【正しい登録方法】

【通知されるエラーメッセージ】

不備内容	訂正方法
本項目の確認書類について、有効な書類が添付されていません。	有効な書類の添付をお願い致します。

★画面の申請項目名のとおり書類を添付

- 「建設業許可証明書の写し」を提出する場合は「建設業許可証明書」の欄に添付する。
- 「建設業許可通知書の写し」を提出する場合は「建設業許可通知書」の欄に添付する。

※一般建設業の許可において、「建設業許可指令書」は、「建設業許可通知書」と同じ扱い。

ケース2：書類の添付ミス②（対象：技能者、事業者）

労災保険特別加入欄に、労災保険特別加入以外の証明書類を添付してしまい、申請不備として以下のエラーメッセージが通知されてしまうケース。例：通常の労災保険（雇用保険、労働保険）等の書類を誤って添付。

【正しい登録方法】

【通知されるエラーメッセージ】

不備内容	訂正方法
本項目の確認書類について、有効な書類が添付されていません。	有効な書類の添付をお願い致します。

★「労災保険特別加入」の該当者がいない場合は当該申請項目の加入状況を「無」として登録。

※「労災保険特別加入」とは、国が運営する保険制度のみであり、通常の労災保険（雇用保健、労働保険）、地方公共団体や民間が運営する保険等については、当該申請項目の対象外。

保険番号欄は数字以外の文字列の入力不可。

ケース3：入力ミス①（対象：技能者、事業者）

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入しているにもかかわらず、「国民健康保険」、「国保組合」の登録を「有」と登録したことにより、申請不備として以下のエラーメッセージが通知されてしまうケース。

【通知されるエラーメッセージ】

不備内容	訂正方法
本項目は空欄である必要があります。	健康保険組合/国保組合のいずれでもない場合、いずれの項目にも該当しないため空欄である必要があります。申請書類をご確認の上、訂正をお願い致します。

【正しい登録方法】

★全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合でも、健康保険組合／国保組合の加入の有無について、いずれも「無」を選択する。

ケース4：入力ミス②（対象：技能者、事業者）

社会保険欄へ以下の例のとおり入力したことにより、申請不備としてエラーメッセージが通知されてしまうケース。

例1「事業所整理番号」欄に、ハイフンやスペース等の文字列を入力。 / 例2「事業所番号」欄に、数字以外の文字列を入力

【通知されるエラーメッセージ】

不備内容	訂正方法
〔健康保険_事業所整理記号〕 申請内容と確認書類の内容が一致していません。あるいは、ハイフン等の記号を含んで入力されています。	〔健康保険_事業所整理記号〕 確認書類の内容をご確認の上、申請内容の訂正あるいは一致確認のできる確認書類の添付をお願い致します。その際、確認書類にハイフン等の記号が記載されている場合も、ハイフン等の記号を抜いた状態でご入力ください。
〔健康保険_事業所番号〕 申請内容と確認書類の内容が一致していません。あるいは、ハイフン等の記号を含んで入力されています。	〔健康保険_事業所番号〕 確認書類の内容をご確認の上、申請内容の訂正あるいは一致確認のできる確認書類の添付をお願い致します。その際、確認書類にハイフン等の記号が記載されている場合も、ハイフン等の記号を抜いた状態でご入力ください。

【正しい登録方法】

★ハイフンやスペース等は削除し、証明書類に記載されている文字列のみを入力する。

【事業所整理番号】
※「数字カタカナ」または「漢字ひらがな」など、証明書類に表記されている文字列だけを入力

【事業所番号】
※証明書類の数字が「0」からはじまっている場合は「0」も含めて入力。
※証明書類に事業所整理記号や事業所番号の記載がない場合は、空欄のままで申請可。

ケース5：証明書類の作成ミス（対象：事業者）

本人以外の個人情報の記載がある証明書類を添付してしまい、申請不備として取り扱われるケース

●個人情報の記載のある証明書類の取扱い

【正しい登録方法】

証明書類として認められるもの	証明書類として認められないもの																																																																																		
<p>○申請者本人のみ記載されており、公印が確認できる書類 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業書整理記号</th> <th>事業所番号</th> <th>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-アアア</td> <td>012345</td> <td></td> </tr> <tr> <th>被保険者整理番号</th> <th>被保険者氏名</th> <th>生年月日</th> <th>種別</th> <th>適用年月</th> <th>決定後の標準報酬月額(健保)</th> <th>決定後の標準報酬月額(厚年)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>建設 太郎</td> <td>S55.01.01</td> <td>第二種</td> <td>H25.02</td> <td>260千円</td> <td>260千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="6" style="border: 2px solid red; text-align: center;">申請者本人以外の情報を修正テープ等で消し込み</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※事務組合等の公印の有無が必ず確認できる書類をご提出ください。</p>	事業書整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	11-アアア	012345		被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額(健保)	決定後の標準報酬月額(厚年)	1	建設 太郎	S55.01.01	第二種	H25.02	260千円	260千円	2	申請者本人以外の情報を修正テープ等で消し込み						3							4							<p>○申請者本人以外の情報も記載されている書類 ○証明書類に公印が確認できない書類 (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業書整理記号</th> <th>事業所番号</th> <th>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11-アアア</td> <td>012345</td> <td></td> </tr> <tr> <th>被保険者整理番号</th> <th>被保険者氏名</th> <th>生年月日</th> <th>種別</th> <th>適用年月</th> <th>決定後の標準報酬月額(健保)</th> <th>決定後の標準報酬月額(厚年)</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>建設 太郎</td> <td>S55.01.01</td> <td>第二種</td> <td>H25.02</td> <td>260千円</td> <td>260千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>基金 次郎</td> <td>S59.03.03</td> <td>第二種</td> <td>H25.07</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>振興 金子</td> <td>H05.08.08</td> <td>第二種</td> <td>H29.04</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>事業 三郎</td> <td>H01.11.11</td> <td>第二種</td> <td>H28.04</td> <td>100千円</td> <td>100千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">印無</p>	事業書整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	11-アアア	012345		被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額(健保)	決定後の標準報酬月額(厚年)	1	建設 太郎	S55.01.01	第二種	H25.02	260千円	260千円	2	基金 次郎	S59.03.03	第二種	H25.07	100千円	100千円	3	振興 金子	H05.08.08	第二種	H29.04	100千円	100千円	4	事業 三郎	H01.11.11	第二種	H28.04	100千円	100千円
事業書整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書																																																																																	
11-アアア	012345																																																																																		
被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額(健保)	決定後の標準報酬月額(厚年)																																																																													
1	建設 太郎	S55.01.01	第二種	H25.02	260千円	260千円																																																																													
2	申請者本人以外の情報を修正テープ等で消し込み																																																																																		
3																																																																																			
4																																																																																			
事業書整理記号	事業所番号	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書																																																																																	
11-アアア	012345																																																																																		
被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額(健保)	決定後の標準報酬月額(厚年)																																																																													
1	建設 太郎	S55.01.01	第二種	H25.02	260千円	260千円																																																																													
2	基金 次郎	S59.03.03	第二種	H25.07	100千円	100千円																																																																													
3	振興 金子	H05.08.08	第二種	H29.04	100千円	100千円																																																																													
4	事業 三郎	H01.11.11	第二種	H28.04	100千円	100千円																																																																													

★個人情報の記載のある証明書類について、自分以外の個人情報が記載されている場合、他者の情報が見えないようにマスキング（修正テープ等で消し込み）してから、書類提出。

※個人情報

- ・技能者申請・・・ご自身以外の個人情報(家族の氏名を含む)
- ・事業者申請・・・代表者以外の個人情報(従業員の情報等)

ケース6：加入している健康保険情報の入力ミス（対象：事業者）

国民健康保険組合（建設国保等）の加入者が、健康保険の加入状況について「有」を選択し、申請不備として取り扱われるケース

【正しい登録方法】

4 加入している社会保険等についてご記入ください

加入状況	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外	適用除外理由コード	0 0 1
①健康保険	事業所整理記号	1	2	3	
	事業所番号	4	5	6	7 8 9
保険組合の種類	<input type="checkbox"/> 健康保険組合の場合	健康保険組合の名称			
	<input checked="" type="checkbox"/> 国保組合の場合	国保組合の名称			
		〇〇〇国民健康保険組合			

★国民健康保険（建設国保等）に加入している方は、「適用除外」を選択し、適用除外コード「001」を記入。

★事業所整理記号と事業所番号は、証明書類を確認のうえ記入。

★国民健康保険組合（建設国保等）に加入している方は、国保組合の名称も記入

ケース7：証明書類の記載・添付ミス（対象：技能者、事業者）

- 申請と異なる証明書類を添付していたことにより、申請不備として取り扱われるケース
例：年金保険の箇所に健康保険の書類を添付
- 申請書に記載されている内容と証明書類の内容が異なる。

間違えないように注意

●証明書類証明書類の取扱い

証明書類として認められるもの

- 1枚1証明書類で通し番号及びコード番号が記入されている片面A4サイズの書類
(例)



証明書類の写し1枚に1つの5桁コード番号を記入する場合



技能講習修了証明書等、証明書類の写し1枚に複数のコード番号を記入する場合

証明書類として認められないもの

- 1枚複数証明書類で提出してきた書類
- 通し番号及びコード番号の記入がない書類
- A4サイズでない書類（大小関わらず）
- 表裏両面にコピーされた書類
(例)



【その他留意事項】

- ・証明書類は、原本ではなく写し（卒業証明書のみ原本）を提出。
- ・証明書類は、証明書類の「通し番号」とともに登録申請書コード表に記載された「コード番号」を記載。

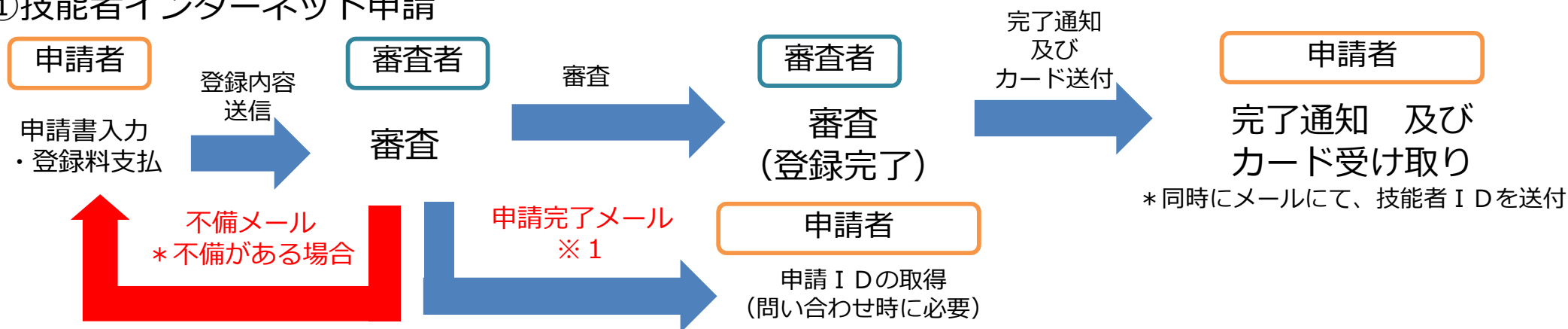
※紙申請の場合、証明書類に不備（氏名確認不可能、コード番号未記入等）が有る場合は、証明書類の確認「なし」として登録されてしまうので要注意。

1. インターネット申請できる方について

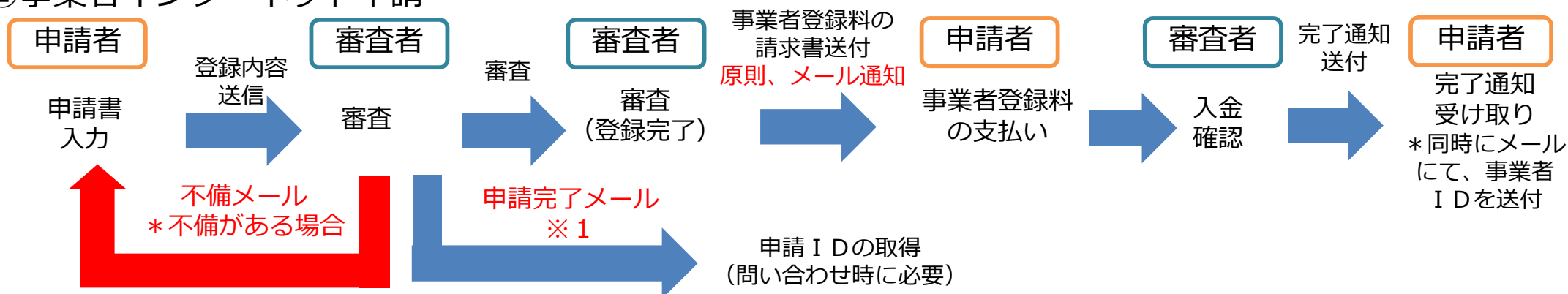
- インターネット申請が可能な方は、運転免許証やマイナンバーカードといった**顔写真付き公的身分証明書類をお持ちの方**になります。
 ※パスポートについては、住民票等の住所が確認（印字されている）できる公的身分証明書類の提出も併せて必要です。
 ※郵送申請においても、同様の方が可能です。

2. 情報登録までの流れ

①技能者インターネット申請



②事業者インターネット申請



※1 申請完了メールは、審査は終わっておらず、申請を受け付けた旨の確認メールになります。そのため、その後審査が進むと本システムからは審査完了のメール又は不備のメールがいきますので、メールが届きましたら必ずご確認ください。不備のメールに気付かなかった場合は、そのまま審査がストップになります。

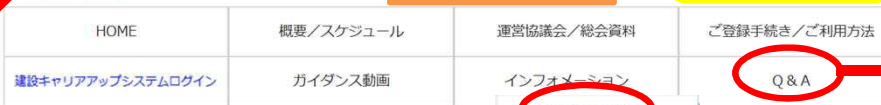
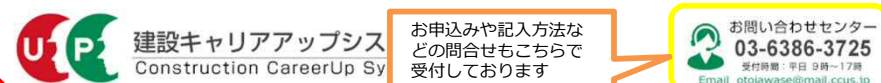
6. 建設キャリアアップシステムのホームページについて

専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方法及びQ & A を掲載した建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



News Topics

2018-06-19 技能者・事業者新規申請の利用申込時にメールが返信されない障害が発生しています

※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

Q&Aの掲載

- Q&Aを掲載
- ※Q&Aは順次、追加・更新していく予定

[システムの目的・対象](#) | [システム適用の効果](#) | [技能者・事業者の登録](#) | [システムに掲載される職業履歴](#) | [費用](#)

▶システムの目的・対象について

Q1-1. 建設キャリアアップシステムを構築する目的は

Q1-2. 公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

Q1-3. 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないのか

Q1-4. 社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

動画の掲載

- システム概要を説明した動画を掲載
- 【建設業振興基金トップページ】



技能者・事業者情報登録申請の受付

- 書面申請書の取り寄せ
- インターネット申請の受付

建設キャリアアップシステム

Construction Careerup System
新規ご利用の方はこちら



(インターネット申請の新規利用画面)

API連携の掲載

- API連携認定システム審査受付サイトを掲載



就業履歴データ登録標準API連携認定システムとは？



技能者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。
建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴ください

技能者向け ガイダンス動画

事業者向け ガイダンス動画

▶ 技能者

建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■技能者ガイダンス動画リスト

- 技能者情報登録申請 概要
- 技能者情報登録申請 インターネット申請

技能者

建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■技能者情報登録申請 概要 (全体視聴時間：25分)

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介します。

すべて再生する ▶

内容をPDFで確認する PDF

Section	タイトル	再生	内容
-	はじめに	▶	・はじめに ・建設キャリアアップシステムとは
1	システムの利用イメージとメリット	▶	・Section先頭 ・建設キャリアアップシステム 利用開始までの流れ ・建設キャリアアップシステムのメリット ・建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて
2	登録申請の流れ	▶	・Section先頭 ・技能者情報の登録申請方法 ・技能者情報の登録申請者 ・インターネット申請の流れ ・郵送申請・窓口申請の流れ
3	その他補足事項	▶	・Section先頭 ・登録申請時の添付書類 ・本人確認書類と申請方法 ・本人確認書類の種類と注意点
-	お問い合わせ先	▶	・お問い合わせ先

タイトル選択



建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要/スケジュール	運営協議会/総会資料	ご登録手続き/ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら ▶▶ 申請受付中

建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら ▶▶ 申請受付中

動画視聴

登録申請時の添付書類

登録申請時に必要な添付書類について説明します。

■必ず添付が必要な書類

本人確認書類 カード用顔写真 登録料金の払込受領書

■情報を証明するために必要な書類

加入社会保険等証明書 登録基幹技能者証明書 保有資格証明書

※実際に有効な証明書類を提出してください。

本人確認書類の種類と注意点

動画視聴

顔写真のない公的身分証明書(写し)を提出する場合 窓口申請のみ

氏名、生年月日、現住所が確認できる書類 計2点の写しを提出

- 住民票(写し)
- 健康保険証(顔写真なし・現住所なし)(写し)
- 健康保険組合証(顔写真なし・現住所なし)(写し)
- 健康保険証(顔写真なし・現住所なし)(写し)
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)(現住所なし)(写し)

現住所の記載された公的身分証明書

事業者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴ください

UP 建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要/スケジュール	運営協議会/総会資料	ご登録手続き/ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

建設業と技能者を支える
新しいシステムが動き出します
「建設キャリアアップシステム」のご案内

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら >> 申請受付中

建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら >> 申請受付中

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、います。

- 事業者ガイダンス動画リスト
- 事業者情報登録申請 概要
 - 事業者情報登録申請 インターネット申請

事業者

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■事業者情報登録申請 概要 (全体視聴時間：27分)

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介いたします。

すべて再生する 内容をPDFで確認する

Section	タイトル	再生	内容
-	はじめに		・はじめに ・建設キャリアアップシステムとは
1	システムの利用イメージとメリット		・Section先頭 ・建設キャリアアップシステム 利用開始までの流れ ・建設キャリアアップシステムのメリット ・建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて
2	登録申請の流れ		・Section先頭 ・事業者情報の登録申請方法 ・インターネット申請の流れ ・郵送申請・窓口申請の流れ
3	その他補足事項		・Section先頭 ・事業者確認書類の準備 事業者証明書 ・事業者確認書類の準備 社会保険等の加入証明書 ・事業者登録料・利用料 ・IDについて ・管理者IDと現場管理者ID
-	お問い合わせ先		・お問い合わせ先

タイトル選択

動画視聴

事業者確認書類 社会保険等の加入証明書類

■社会保険等の加入証明書類
事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険加入証明書類

健康保険(社保) 国民健康保険

雇用保険加入証明書類

雇用保険加入証明書

その他労災保険など加入証明書類

年金加入証明書類

厚生年金 国民基礎年金 国民年金

建設業退職金共済制度加入証明書類

建設業退職金共済契約者証 労災保険特別加入証明書

動画視聴

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 事業者情報登録申請 概要

事業者確認書類の準備 事業者証明書類

■建設業許可がある場合

建設業許可証明書(写し) 1点

建設業許可通知書(写し) 1点

または

- 上記書類に記載の建設業許可番号から建設業許可データを参照します。
- 建設業許可データより資本金を確認し、事業者登録料が算出されます。

各種コンテンツのダウンロード



お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otolawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

建設業と技能者
新しいシステムが
「建設キャリアアップシステム」

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら >> 申請受付中

建設キャリアアップシステム インターネットによるお申し込みはこちら >> 申請受付中

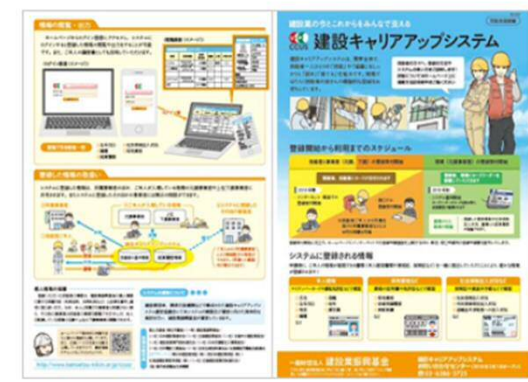
チラシ・パンフレットなど

PDF版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。
また、チラシ、パンフレットなどの資料を資料請求フォームからお申込みもできます。
下記URLをクリックし、お申込みください。
<https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/seikyuu.php>

チラシ・パンフレットが必要な方は、資料請求フォームからお取り寄せ下さい。



チラシ（システムの概要編）
A4版



パンフレット（技能者登録編）
A4版/A3見開き版

PR動画

トップページに掲載しております技能者登録編、事業者登録編のPR動画およびDVDのパッケージをダウンロードできますので、ダウンロードのうえ、圧縮ファイルを解凍し、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。※販売、編集行為は禁止しております。

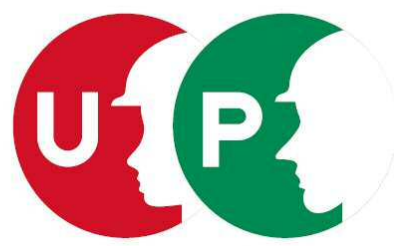


リンク用バナー

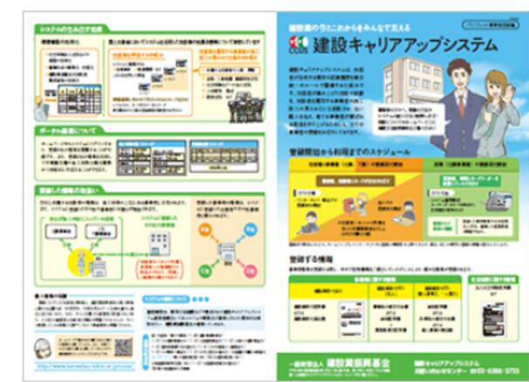
「建設キャリアアップシステム」のバナーをご利用の方は以下をご利用ください。HPバナー利用時の注意事項は以下の通りです。
・本財団の建設キャリアアップシステムのホームページ（URL：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>）にリンクを貼る際のバナーとして使用する場合にはみご利用下さい。
・上記リンク用バナー以外のイメージは使用しないでください。
・リンク用バナーのサイズや内容、色、リンク先URLは変更しないでください。

シンボルマーク

シンボルマークや「建設キャリアアップシステム」のロゴをご利用の方は以下をご利用ください。



・シンボルマーク利用規定
・シンボルマークデータ



パンフレット（事業者登録編）
A4版/A3見開き版

※国土交通省でも資料を公開していますので、そちらもご利用ください。

バナー1 (234×59)	
バナー2 (90×90)	
バナー3 (90×90)	

・バナーデータ

7. 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q & A

1. 利用規約の主な内容

- 提供するサービス（第3条）：登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
- 登録料及び利用料と支払方法（第4条）
- 禁止事項（第7条）：第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
- 秘密保持（第16条） ○個人情報の使用目的と保護（第17条）

等

2. 主な問い合わせのQ & A ① ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q1：公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

A：システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者がシステムを利用いただき、技能者の処遇改善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等が見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。

Q2：社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

A：現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。
システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加入状況確認に役立ちます。

Q3：システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

A：2018年3月からお問い合わせセンターを開局しましたので、お問い合わせいただければと存じます。
電話番号：03-6386-3725
メールアドレス：otoiawase@mail.ccus.jp

Q4：カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

A：このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認めない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多くの技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。

2. 主な問い合わせのQ & A ② ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 5 : 現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

A : システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムHPに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のQ & Aでもシステムの詳細についての説明もしておりますので、こちらもご確認ください。今後も、システムに関する説明資料や最新情報をHPで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

Q 6 : 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

A : 引き抜きにつながるのではないかという懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。

Q 7 : カードを紛失したら個人情報漏えいするのではないか

A : カードにはID番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報が漏えいすることはありません。

Q 8 : 登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は

A : システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消し等などの措置を実施します。

Q 9 : 技術者も技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

Q 10 : 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

A : 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Q 11 : システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか

A : 技能者情報の登録の際、技能者ID発行以前の「経験年数（職歴など）」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を20年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。

2. 主な問い合わせのQ & A ③ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 1 2 : カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。

A : カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者（雇用する事業者）が、システムにログインして、「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に表示できるようにする予定です。

Q 1 3 : 日によって異なる作業をする技能者（多能工）の就業履歴はどのように蓄積されるのか。

A : 現場毎に技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を登録できます。
また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を日単位で変更することを可能としております。

Q 1 4 : 小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。

A : 現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。

Q 1 5 : 工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。

A : 必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしてください。必要があります。
例：A 邸住宅新築工事
○○改築工事

Q 1 6 : 元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。

A : 技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別されます。

Q 1 7 : システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか

A : システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ下請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。

2. 主な問い合わせのQ & A ④ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 1 8 : 書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか

A : 書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。

Q 1 9 : 登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は

A : 事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。

Q 2 0 : 手に職がない者（見習いなど）についても技能者登録の対象となるのか

A : 技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者（見習いなど）についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。

Q 2 1 : 技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか

A : 事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。

Q 2 2 : 現場における立場（職長など）や作業内容は誰がいつ登録することになるのか

A : 元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を記載した作業員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄積される就業履歴に反映されます。

Q 2 3 : 現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか

A : 自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業履歴を蓄積することが可能です。

2. 主な問い合わせのQ & A ⑤ ※本システムHP Q & A 一部抜粋等

Q 2 4 : 技能者がシステムの登録をしても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱われるのか

A : 技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカードリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。

Q 2 5 : いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか

A : 建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要があります。

その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

Q 2 6 : 建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか

A : 建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。但し、このシステムは認定された民間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダーへかざすことで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。（カード情報の読取り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です）

Q 2 7 : 元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか

A : 元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者ID利用料となります。これとは別に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。元請・下請事業者の料金体系と設定に関する詳細は、本紙「システムの利用料金」をご覧ください。